

第10章 水防信号、水防標識等

1 水防信号

法第20条に規定された知事の定める水防信号は、次のとおりである。

(1) 避難信号

必要と認める区域内の居住者避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

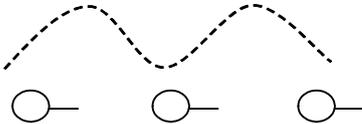
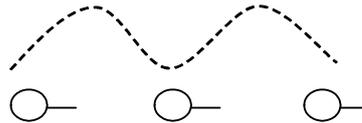
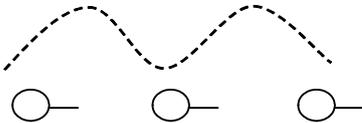
(2) 出動信号

消防団員および消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの

(3) 警戒信号

警戒水位に達したことを知らせるもの

前記の信号を次の方法によって発信する

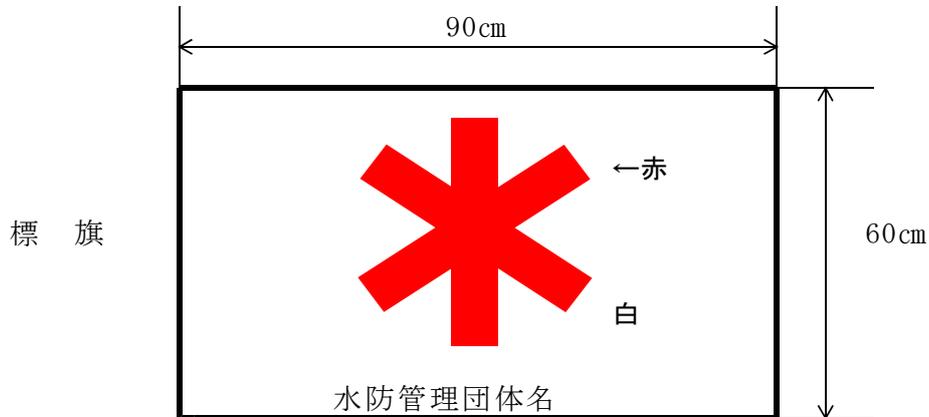
方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
避難信号	○ ○ ○ ○	約3秒 約2秒 
出動信号	○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 
警戒信号	○ ○—○—○—○—○ ○ ○—○—○—○—○	約30秒 約6秒 
地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

秋田県水防規則

S25. 9. 9
秋田県規則第31号
改正 S35. 12. 1
秋田県規則第57号
改正 H17. 6. 17
秋田県規則第72号

2 水防標識

法第18条に規定された知事の定める水防のため優先通行のできる車両の標識は、次のとおりである。



3 身分証明書

法第49条第2項の規定により必要な土地に立ち入る場合は身分証明書を携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。

(表)

7cm		身 分 証 明 書	第 号
		所 属 職氏名	
			年 月 日生
	上記の者は、水防法第49条第1項の規定による立入りをすることができる職員であることを証明する		
	年 月 日交付		
		水防管理者 秋田市長	印
	9cm		

(裏)

水防法抜粋

(資料の提出および立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員もしくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。